

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.40

米国発中国経由エマージング諸国行き経済危機？ 他

=====

《index》

1. 米国発中国経由エマージング諸国行き経済危機？(大山)
 2. 再建・破綻処理計画の実行可能性が問われる(勝藤)
 3. 中国政府は景気下支え策を強化するか(熊谷)
 4. 講演最新情報(2018年7月時点)
- =====

2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

再建・破綻処理計画の実行可能性が問われる

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 勝藤史郎

大手金融機関の再建・破綻処理計画につき、より実務的な実行可能性を要請する動きが国際規制や各国当局の間で進んでいます。金融安定理事会(FSB)は6月に「ベイルイン執行に係る原則」「実行可能な破綻処理計画における資金供給戦略の要素」という2つの文書を公表しました。これらのガイダンスはいずれも、金融機関の破綻処理計画を単なる書類上の計画にとどめず、より実務的に実行できる枠組みの整備を求めるものです。

金融危機において多額の公的資金(国民の税金)で金融機関の損失を負担せざるをえなかったことへの反省から、国際規制では大手金融機関の秩序ある破綻処理を株主や債権者の負担において実行する枠組み(ベイルイン)作りを進めてきました。FSBは「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性(2011年)」「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則(2015年)」などの文書により、大手金融機関の破綻処理を自己資本やシニア債などのTLAC(総損失吸収力)により吸収させる監督枠組みを構築しました。各国当局や各金融機関はこれらに従い、総損失吸収力を確保するための債券発行や、経営悪化時の再建計画・破綻処理計画を策定しています。実際に欧州などでは、中堅や中小金融機関の破綻処理が、当局の策定した破綻処理枠組みのもとで実施され、金融危機後の破綻処理の実効性が相応に確保されていることの証ともなりました。

しかしながら金融危機以降、いわゆるグローバルなシステム上重要な銀行(G-SIB)の破綻は発生していません。グローバルに複雑な組織構造とビジネス構造をもつ金融機関が破綻した場合、その処理は想定以上に困難になることが予想されます。これまでの再建計画・破綻処理の監督基準は破綻処理を実施するための最低限の枠組みの記述が中心で、実務的

な手順などは要求されていませんでした。これまでに策定された再建計画・破綻処理計画は、書面上の充実度は高まったものの、実際の処理実施が現実的かどうかについては考慮の余地なしとします。

6月に公表されたFSB「ペイルイン執行に係る原則」は、ペイルインに使用される資本や債権の範囲をあらかじめ具体的に特定すること、破綻処理に必要な当局と金融機関による資産査定枠組みを構築すること、破綻処理における各金融機関内のガバナンス(指揮命令)構造を明確化することなど、破綻処理においてあらかじめ定めておくことが必要な実務的項目を明確化することを求めています。また「実行可能な破綻処理計画における資金供給戦略の要素」においては、各金融機関の破綻処理に必要な資金流動性を平時からモニタリングすること、資金調達では民間資金を一義的な資金源とし中央銀行貸し出しなどの利用は2次的なものにとどめること、などが定められました。これらの要件は、破綻処理についてこれまで以上に実務的に踏み込んだ手続きの策定や、より詳細な平時モニタリングおよび報告を金融機関に求めるものといえます。

破綻処理計画のみならず再建計画についても実効可能性の向上が求められつつあります。監督当局は、各金融機関が定める再建計画についてもより実行可能性を高める努力を金融機関に促しています。例えば英国の健全性規制機構(PRA)は、昨年12月に公表した監督文書「再建計画」において、経営陣にとってわかりやすい「手順書(Playbook)」の策定を求めています。

大手金融機関の再建計画・破綻処理計画の枠組みはFSBの「特性」以来、書面上の整備は一旦完了したといえるでしょう。今後は、実際に再建計画や破綻処理計画が発動された場合を想定して、各金融機関の経営陣や関係当局が計画書をもとに実務的に処理を実施できるような現実性を帯びた計画と文書の整備が求められることとなります。金融機関では、再建計画・破綻処理計画を個別の規制対応として文書化するのみならず、金融機関全体のリスクアペタイト・フレームワークやストレステストの枠組みの中に有機的に位置づける作業を実施することが必要になるでしょう。

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性があります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2018. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.